

琉球大学キャリア教育センター企業広告デジタルサイネージ運用委託業務 仕様書

1. 目的

琉球大学キャリア教育センター（以下「本センター」という。）では、学内においてデジタルサイネージによる民間企業等（以下「参加企業」という。）の広告及びキャリア関係情報を展開することで、学生の企業・業界・職業理解を促し、学生のキャリア形成向上および就職支援の強化を目的とする。

また、低学年次から進路を考える上で必要な知識や視野を養うことによる目標や目的意識に基づく修学、学生生活で活用できる有益な情報提供を行うことで、大学・大学院生活および卒業・修了後に向けての学生支援とする。

2. 実施場所

中央食堂、R's Kitchen（北食堂）、学生支援課（共通教育棟1号館）及び受託業者作業場所

なお、詳細は別紙1のとおり

3. 委託期間

契約締結日から2026年3月31日まで

なお、期間満了の90日前までに双方が特段の意思表示をしない場合には、さらに1年継続し、以降も同様に取り扱うものとする。

4. 委託業務内容

請負者は、以下の業務に従事すること。

なお、デジタルサイネージ機器等（以下、「機器等」という）は本学で用意し、その機材の管理は大学が行う。

（1） 機器等で放映を希望する参加企業の募集

- ・募集については本センターより本事業を郵送・電子メール等で案内した企業を対象とするほか、上記以外の企業に対して募集を行う場合は、本センターに相談するものとする。
- ・参加企業の選定が終了次第、本学に報告すること。

（2） 参加企業の広告準備 ・参加企業と請負者で協議し、掲載広告を準備すること。

- ・掲載広告の構成は請負者の提案によるものとするが、設置場所の環境に相応しい広告内容として、学生等の教育、研究、特にキャリア形成および就職活動に幅広く対応できること。
- ・広告掲載に関し、広告掲載前の広告内容について、適切な審査体制をとる

こと。

なお、放映に関する資料は別紙2及び委託業者基準による。

また、本センターが必要と認める場合は、別紙2以外により放映内容の変更を求めることができる。

- ・掲載広告の準備が終了次第、本学に報告すること。
- ・インターンシップ及び就職活動等に関する情報を掲載する場合は、就職問題懇談会等の社会的要請に準じる表示または内容を提供するよう参加企業と調整すること。

(3) 参加企業の広告等の管理（放映開始予定日2025年4月1日）

- ・本学学生等の教育・研究・就職活動情報（以下「コンテンツ」という。）を編集すること。
- ・コンテンツを機器等に放映するシステムを構築すること。
- ・コンテンツの更新が必要な場合は、適切な対応をすること。
- ・コンテンツに係るトラブルがあった場合の対応について、適切な体制をとること。

(4) 機器等の運営にかかるサポート

- ・故障及び緊急時の対応体制について、適切な体制をとること。

(5) 本業務を通じ得られた売上の一部を本学の収入として還元

- ・掲載企業及び徴した料金の額を本学へ報告すること。
- ・報告した金額を基に請負者の事業手数料を差し引いた金額を本学が発行する請求書により、指定した期日までに還元すること。

(6) 当該事業の有用性を確認するため定期的に参加企業へのアンケートを実施し本センターへ報告すること。

5. 機器等の運営時間・設置場所及び台数

- ・運営時間 各設置場所の運営時間については、別紙1を参照すること。
- ・設置場所及び台数
中央食堂 2台
R's Kitchen（北食堂） 1台（プロジェクター投影）
学生支援課（共通教育棟1号館） 1台

6. 放映枠及び料金設定

ここで提示するものは仮定であり、請負者から最適なものを提案すること。

なお、最終的な放送枠及び料金設定は契約締結後本学と協議し、決定するものとする。

【放送枠と料金の仮定】

- ・ 1 枠を 15 秒とし、1 ロール 15 分を次の構成と仮定する。
 - ① 企業広告 13 分 ② ニュース等 1 分 ③ その他 1 分
- ・ 1 企業につき連続する枠は 2 枠までとする。
- ・ 掲載企業から徴する料金設定は月額 10,000 円と仮定する。

7. その他

- ・ 別紙 2 『「琉球大学キャリア教育センター企業広告デジタルサイネージ運用委託業務」広告掲載に関する注意事項』を遵守すること。
- ・ 本仕様書は最低限必要な事項を示すものであり、企画提案書において提案された事項は、提案者が履行の義務を負う。
 - なお、企画提案書に必要な事項は、別紙 3 「企画提案書に必要な事項」のとおりとする。
- ・ デジタルサイネージ機器管理運営業務に必要な各種法令に基づく許認可等が必要な場合は、請負者が取得すること。
- ・ 請負者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めないこと。
- ・ 本業務遂行に際して入手した本学及び企業に関する情報は、本業務遂行以外の目的で使用しないこと。
- ・ 本学との過剰な関係性に疑念を持たれないような放送回数等の設定に留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。